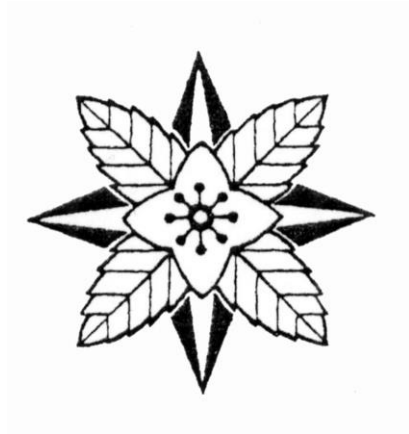


# 川崎市立栗木台小学校PTA規約

〈細則、慶弔規定〉



2024年度改訂版発行

川崎市立栗木台小学校PTA

# 川崎市立栗木台小学校 PTA 規約

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は川崎市立栗木台小学校 PTA といい、事務局を川崎市立栗木台小学校に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかり、その福祉を増進することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 教育の効果を高め、児童の福祉厚生をはかる。
2. 教育的環境の整備向上をはかる。
3. 会員の教養を高め、教育に対する理解を深める。
4. 会員相互の親睦・厚生をはかる。
5. その他目的達成に必要と認められる活動。

## 第 3 章 方針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育・福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよった行動はとらない。
3. 学校の管理や教職員の人事には関与しない。

## 第 4 章 会員

第 5 条 本会の会員は、本校児童の保護者及び教職員で構成する。

## 第 5 章 会計

第 6 条 会員は会費を納める。会費の金額等については、細則で定める。

第 7 条 本会の活動に要する経費は、会費・助成金及び事業収入とする。

第 8 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 役員及び会計監査

第 9 条 本会に次の役員及び会計監査をおく。

- 会長 1 名 保護者
- 副会長 3 名 保護者
- 書記 3 名（保護者 2 名、教職員 1 名）  
書記 3 名につきまして 1 名はデジタル管理者として兼任とする。
- 会計 2 名 保護者
- 会計監査 2 名乃至 3 名（保護者 2 名以内、教職員 1 名）

第 10 条 役員及び会計監査の任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。  
役員及び会計監査に欠員の生じた時は、運営委員会の承認を得て補充する。  
任期は前任者の残任期間とする。

第 11 条 役員及び会計監査候補者の選出は役員選出書面承認において行う。

第 12 条 役員及び会計監査候補者の選出方法は細則できめる。

第 13 条 役員及び会計監査の任務は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
3. 書記は会議の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録するとともに、本会運営上の庶務を担当する。
4. 会計は会計の事務を担当し、必要に応じて会計報告をする。
5. 会計監査は必要に応じて監査を行うほか、運営委員会に出席して経理その他について意見を述べることができる。
6. 会長は必要に応じ、役員会を招集し会務を諮問できる。  
校長は役員会に出席し、意見を述べることができる。

## 第 7 章 総会

第 14 条 総会は、本会の最高決議機関である。定期総会は年 1 回とし、5 月末日までに開催する。  
但し、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第 15 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。但し、委任状を含む。

第 16 条 役員及び会計監査の選出は、会員の 2 分の 1 以上の承認賛成票により決定する。

第 17 条 次の事項は定期総会・臨時総会共に、招集による決議、または書面（議決権行使書）議決  
（電磁的記録を含む）によるものとする。

1. 事業計画及び事業報告
2. 予算計画及び決算報告。 会計監査報告
3. 規約の改廃

#### 4. その他重要事項

### 第 8 章 委員会

第 18 条 本会には、次の委員会を置く。

- ・ 運営委員会
- ・ 各種委員会
- ・ 役員及び会計監査候補者推薦委員会
- ・ 特別委員会

第 19 条 運営委員会は、役員・各種委員会正副委員長及び学校長をもって構成する。

第 20 条 運営委員会は、本会の重要事項を審議するとともに、各委員会の連絡調整をはかり、本会事業の企画推進にあたる。

第 21 条 各種委員会の会務は次の通りとする。

1. 学年、学級の調整・児童の福祉増進・会員相互の交流・教養の向上をはかる。
2. 広報活動を通じて、会員相互の理解をはかる。
3. 児童の校外指導と地域の健全な環境づくりに努める。

第 22 条 会長は必要に応じ、特別委員会を設置し、任務終了時に解散することができる。

第 23 条 各委員会の構成及び委員の選出については、細則で定める。

### 第 9 章 秘密の保持

第 24 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

役員および委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 25 条 個人情報取扱規則については、細則で定める。

### 第 10 章 慶弔

第 26 条 会員及び児童の慶弔に対しては、慶弔規定内規によって慶意又は弔意を表すものとする。但し、特別な事情があると認められた場合は、運営委員会で協議することができる。事前にこの議を経ることが困難な場合は会長が裁決し次の運営委員会において報告するものとする。

### 第 11 章 付 則

第 27 条 本会の運営に関して必要な細則は、運営委員会の決議を経て別に定める。

第 28 条 本規約は、昭和 58 年 6 月 3 日より施行する。

昭和 59 年 3 月 13 日一部改正

平成 16 年 2 月 24 日一部改正

平成 17 年 5 月 11 日一部改正  
平成 18 年 12 月 4 日一部改正  
平成 20 年 12 月 2 日一部改正  
平成 24 年 5 月 1 1 日一部改正  
2019 年 5 月 9 日一部改正  
2023 年 3 月 3 1 日一部改正  
2024 年 5 月 3 1 日一部改正

# 川崎市立栗木台小学校PTA規約細則

## 第 1 章 推薦委員会

- 第 1 条 役員及び会計監査の候補者の推薦にあたり、推薦委員会を設ける。
- 第 2 条 推薦委員会の選出と任期は次の通りとする。
1. 推薦委員会には、教職員を含み、その構成、人数などは運営委員会にて決定する。
  2. 推薦委員の任期は、役員・会計監査が承認されるまでとする。
  3. 推薦委員の中より正副委員長を互選する（教職員を含まない）。
- 第 3 条 推薦委員会は、本人の承諾を得て役員及び会計監査の候補者名簿を作成し、全会員に告示する。

## 第 2 章 会 費

- 第 4 条 会費は一世帯月額 300 円とする。

## 第 3 章 各種委員会

- 第 5 条 委員の選出と任期は、次の通りとする。
1. 各学年及び学級は、各種委員を互選する。  
各種委員会の構成、人数などは運営委員会にて決定する。
  2. 各種委員の任期は、1 年とする。但し、再任は妨げない。  
各種委員に欠員が生じた場合は、会員より補充する。  
任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 6 条 各委員会は、委員の中より正副委員長を互選する。

## 第 4 章 個人情報

- 第 7 条（目的）この規則は、川崎市立栗木台小学校 P T A（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- 第 8 条（責務）本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得・利用・管理を適正に行う。
- 第 9 条（個人情報の定義）個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。
- 第 10 条（管理者）本会における個人情報の管理者は会長および副会長とする。

- 第 11 条 (取扱者) 本会における個人情報の取扱者は役員及び委員会とする。
- 第 12 条 (守秘義務) 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第 13 条 (個人情報の適正な取得) 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。
- 第 14 条 (個人情報の利用目的) 取得した個人情報は、本会に関わる活動と活動における連絡のために利用する。
- 第 15 条 (個人情報の利用制限) 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 14 条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。
- 第 16 条 (管理) 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもと、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第 17 条 (保管) 個人情報を保有する媒体は、管理者の管理のもと、施錠できる場所等に保管する。
- 第 18 条 (第三者提供の制限) 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。
1. 法令に基づく場合
  2. 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
  3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
  4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第 19 条 (個人情報の共同利用) 本会は、栗木台小学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。
- 第 20 条 (第三者提供に係る記録の作成等) 個人情報を第三者(第 18 条第 1 号から第 4 号及び、県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
  2. 提供する対象者の氏名
  3. 提供する情報の項目
  4. 対象者の同意を得ている旨
- 第 21 条 (第三者提供を受ける際の記録の作成等) 第三者(第 18 条第 1 号から第 4 号及び、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときには、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
  2. 第三者が個人情報を取得した経緯
  3. 提供を受ける対象者の氏名
  4. 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- 第 22 条 (情報の開示等) 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、

法令に沿ってこれに応じる。

第 23 条 (情報漏えい対策) 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第 24 条 (研修) 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

第 25 条 (苦情の処理) 本会は、個人情報の取扱者に関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

## 第 5 章 付 則

第 26 条 教職員の役員及び委員は、教職員の互選とする。

第 27 条 本細則は、運営委員会での承認を得て、これを改廃することができる。  
但し、次期総会で報告しなければならない。

第 28 条 本細則は、昭和 58 年 6 月 3 日より施行する。

* 昭和 59 年 3 月 13 日一部改正	* 平成 2 年 3 月 14 日一部改正
* 平成 7 年 4 月 27 日一部改正	* 平成 11 年 3 月 2 日一部改正
* 平成 12 年 3 月 7 日一部改正	* 平成 15 年 2 月 24 日一部改正
* 平成 16 年 2 月 5 日一部改正	* 平成 17 年 1 月 27 日一部改正
* 平成 17 年 5 月 11 日一部改正	* 平成 27 年 5 月 8 日一部改正
* 平成 28 年 2 月 12 日一部改正	* 2019 年 5 月 9 日一部改正



## 川崎市立栗木台小学校PTA慶弔規定

本会の慶弔規定を次のように定める。

### 第 1 条 慶に関する事項

1. 会員として特に功労のあったものには、感謝状及び記念品を贈る。

### 第 2 条 弔に関する事項

1. 会員の死亡に際しては弔慰金をおくり弔意を表す。但し、役員及び教職員の場合は役員協議によって方法を定める。
2. 児童の死亡に際しては弔意を表す。

### 第 3 条 見舞いに関する事項

1. 児童の疾病障害の場合は、その状況により見舞金をおくる。
2. 会員の災害に際しては、役員会の議を経て見舞金をおくる。

第 4 条 第 1 条、第 2 条、第 3 条の金額については、別に細則を定める。

第 5 条 その他については、運営委員会で決める。

## 細 則

1. 第 1 条 第 1 項の記念品は 2,000 円を上限とする。
2. 第 2 条 第 1 項の弔慰金は 5,000 円
3. 第 2 条 第 2 項の弔慰金は 5,000 円と花輪
4. 第 3 条 第 1 項の見舞金は児童 1 ヶ月以上連続した欠席（入院・自宅療養）の疾病障害の場合 3,000 円

第 6 条 本細則は、昭和 58 年 6 月 3 日より施行する。

平成 16 年 2 月 5 日一部改正

平成 17 年 1 月 27 日一部改正

2023年3月31日一部改正